平成 28 年 7 月 29 日 規程第 99 号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)名誉客員教授に関し必要な 事項を定めるものとする。

(称号の授与)

- 第2条 名誉客員教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから教育研究審議 会の議を経て、理事長が授与する。
  - (1) 本学の客員教授として3年以上委嘱した者で、教育上若しくは芸術上特に功績のあったと認められる者
  - (2) 委嘱年数が3年に満たない客員教授であってもその功績が特に顕著と認められる者 (様式)
- 第3条 名誉客員教授には、別記様式による称号を交付する。

附則

この規程は、平成28年7月29日から施行する。

	授	え	多	$\mathcal{O}$	金	
	$\mathcal{O}$	金	大	客	沢	
	称	沢	$\mathcal{O}$	員	美	
	号	美	功	教	術	
金	を	術	績	授	工	
沢	贈	工	が	ح	芸	
美	る	芸	あ	L	大	
術		大	2	7	学	
エ		学	た		は	
芸		名	<u>ح</u>		貴	
大		誉	<u>ے</u> ک		殿	生 氏
学		客	を	の	が	年
·						· 月
		員	た	た	本	日 名
即		教	た	め	学	日 泊